

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：新潟市（市長部局、議会事務局、行政委員会等事務局）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.5 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	92.3 %
全職員	70.5 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.9 %
本庁課長相当職	96.6 %
本庁課長補佐相当職	99.9 %
本庁係長相当職	98.1 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	98.0 %
31～35年	97.1 %
26～30年	97.2 %
21～25年	95.7 %
16～20年	88.1 %
11～15年	91.1 %
6～10年	91.7 %
1～5年	96.1 %

【説明欄】

- ・ 職員の人数は、週の勤務時間、勤務日数に応じて按分して計算している。
- ・ 「全職員」の男女の給与の差異に関して、女性のパートタイム会計年度任用職員の比率が高いことにより、差異が大きくなっている。
- ・ (参考) 会計年度任用職員の男女の給与の差異は 109.6%

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：新潟市教育委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	94.3 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.3 %
全職員	87.5 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	96.8 %
本庁課長補佐相当職	95.2 %
本庁係長相当職	95.1 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	100.5 %
31～35年	100.2 %
26～30年	100.9 %
21～25年	96.6 %
16～20年	94.6 %
11～15年	92.2 %
6～10年	94.6 %
1～5年	86.4 %

【説明欄】

- ・ 職員の人数は、週の勤務時間、勤務日数に応じて按分して算出している。
- ・ 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の男女の給与の差異に関して、特別な資格を必要としない職の女性のパートタイム会計年度任用職員の比率が高いことにより、差異が大きくなっている。
- ・ (参考) パートタイム会計年度任用職員の男性の割合は 12.1%

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：新潟市消防局

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.3 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	— %
全職員	82.0 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	—

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	—
21～25年	—
16～20年	—
11～15年	88.4 %
6～10年	94.5 %
1～5年	99.9 %

【説明欄】

- ・ 職員の人数は、週の勤務時間、勤務日数に応じて按分して算出している。
- ・ 全職員の男女の給与の差異に関して、女性職員の大半が勤続15年以下であり、女性の数値が低く算出されている。
- ・ 女性職員がいない、または女性職員が1名のため、特定の職員の給与が推測し得る項目については「—」と記載している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：新潟市（水道局）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.9 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	76.6 %
全職員	74.5 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	95.9 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	95.5 %
26～30年	89.5 %
21～25年	88.3 %
16～20年	—
11～15年	91.5 %
6～10年	86.2 %
1～5年	102.8 %

【説明欄】

- ・ 職員の人数は、週の勤務時間、勤務日数に応じて按分して算出している。
- ・ 「全職員」に占める男女比はおおよそ9：1であり、役職別および勤続年数別の情報のうち、「—」と記載している欄については、女性職員がいなかったものである。
- ・ 「全職員」の男女の給与の差異に関して、相対的に女性のパートタイム会計年度任用職員の比率が高いことにより、差異が大きくなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：新潟市（新潟市民病院）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	59.5 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	46.5 %
全職員	56.4 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	58.0 %
本庁課長相当職	85.9 %
本庁課長補佐相当職	62.5 %
本庁係長相当職	71.2 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	87.5 %
31～35年	84.1 %
26～30年	82.7 %
21～25年	57.1 %
16～20年	55.6 %
11～15年	63.8 %
6～10年	62.0 %
1～5年	47.2 %

【説明欄】

- ・ 職員の人数は、週の勤務時間、勤務日数に応じて按分して算出している。
- ・ 病院は、医師職、看護職、医療技術職、事務職など多くの職種が混在し、職種ごとの給与水準、男女比率も異なる。男性の4割は医師職で比率が高く、男性の数値が高く算出される。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。